

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立三保小学校
校長 安富 江理

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については実施します。また、児童の学習や生活の様子を把握するために、課題の配付・受け取り、メール配信、電話連絡等を行います。ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いいたします。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。また、6月1日以降のことにつきましては、メール配信、横浜市及び学校 Web ページ等でご確認ください。

2 緊急受入れについて

実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）8：20～14：30

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。
- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 緊急受入れカードに必要事項を記入し、提出をお願いします。（当日でも可）学校のホームページに掲載してあります。
- 参加する日に変更または、当日急に欠席する場合は、速やかにご連絡ください。
- 登校時は保護者（またはそれに準じた方）の付き添いをお願いします。下校も安全面を考え、できるだけ一人で下校しないようにお願いします。新1年生は、必ず送迎をお願いします。
- 学習に必要なもの、健康観察票、昼食、ハンカチ、マスクを持たせてください。
- 児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

3 校庭開放について

実施日 5月13日（水）～5月29日（金）

※25日（月）・26日（火）は除きます

1～3年生は9：00～10：00 4～6年生は11：00～12：00

- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。
- ※ご家庭で保護者の方がお子様の健康状態を確認し、健康観察票に**体温**など必要事項を記入し

持たせてください。健康観察票を忘れた場合や体調不良の場合は、来校しても、参加ができません。ご承知おきください。

4 児童の心身の状態、学習状況の把握（教育相談、学習課題の提出・配付）について

- 児童の学習の状況や健康の様子を把握するために担任等と学習相談を行います。11日または12日、25日または26日、校庭で感染拡大防止の措置を講じた上で、学習課題の提出・配付を行います。保護者の方の受け取りも可能です。学年、出席番号、来校者によって、日時が異なります。詳細は、別紙及びメール配信でお伝えします。来校の際はマスクの着用にご協力をお願いします。なお、この日に布マスクも配付する予定です。
- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談（電話、面談、家庭訪問等）」を行います。ご希望される場合は、学校にご連絡ください。
(三保小学校 8:15~16:45 931-1026)

5 学びの保障のための動画配信について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。学習課題の中にはこの学習動画を活用したものもあります。

変更後のURL <https://preview.ccampus.org/>QRコードもご活用ください。



t v k (テレビ神奈川) による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること